

長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金

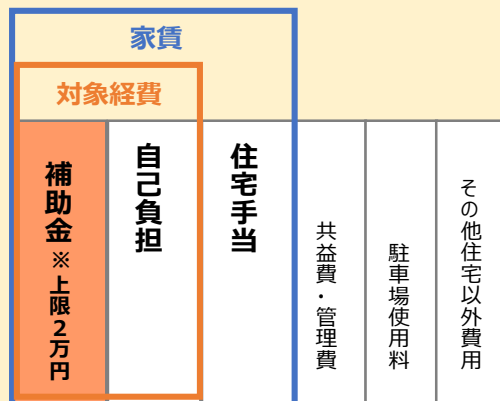
本市への移住と定住の促進を図り、地域の活性化を図るため、本市への定住の意思を持つ若者、子育て世帯及びテレワーカーを対象に市内に住宅を確保するための支援を行います。



月額 **2** 万円を上限に、最大 **2** 年間、補助金を交付します。

●補助対象経費 月額家賃から住宅手当を控除した額

- ※家賃は賃貸借契約に定められた賃借料の月額
共益費、管理費、駐車場使用料その他の市長が適当でないと認める費用を除く。
- ※対象となる家賃は、自己の居住のために賃貸借契約を締結した市内の賃貸住宅で、次の住宅を除く。
 - ア 国又は地方公共団体が整備する住宅
(地方公共団体がその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る住宅を含む。)
 - イ 給与住宅*
 - ウ 賃借人及びその世帯構成員の3親等内の親族が所有する住宅
- *給与住宅とは、会社、国及び地方公共団体等がその社員、職員等を居住させる目的で管理する社宅や寮等の住宅をいう。



●補助額 補助率：対象経費の2分の1以内

上限額：月額2万円

※算出した補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨て

●交付対象期間 補助を開始した月から連続する2年間

長野県外からの移住者で以下全てに該当する方が対象です。

●交付対象者

- 補助金交付の認定申請時点からおおむね3年以上本市に定住する意思を持つ者
- 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に本市に転入した者
※転入日前3年以内に、長野県内に住所を有していた者を除く
- 次のいずれかに該当する者

若者

転入日時時点で
40歳未満の者



子育て世帯の構成員

中学校卒業前の者が
属する世帯の構成員



テレワーカー

- 次のアからウまでの全てに該当する者
- ア 移住して住宅等で情報通信技術を利用して事業場外における勤務を行う者
- イ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により本市に移住した者
- ウ 本市を生活の本拠とし、移住前の業務を引き続き行う者



- 本市内に所在する賃貸住宅の賃借人であること
- その賃貸住宅の所在地において交付対象者及びその世帯構成員が本市の住民基本台帳に登録され、現に居住していること
- 交付対象者及びその世帯構成員の転勤、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学等による一時的な居住ではないこと
- 交付対象者が本市に住民基本台帳登録がある者と婚姻したことによる転入ではないこと
- 交付対象者が生活保護法の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- 交付対象者及びその世帯構成員が市税を滞納していないこと
- 交付対象者及びその世帯構成員が暴力団員又は暴力団関係者でないこと
- 交付対象者が国家公務員又は地方公務員（これらに準ずる者を含む。）でないこと
- 補助対象経費について、国、県又は市による他の補助金等の交付を受けていないこと

認定申請から補助金交付までの流れ

①認定申請書提出

転入日から**3月以内**に提出すること
 ※令和4年4月1日から同年6月30日までに転入した者については
 令和4年8月31日までに提出すること

【提出書類】・認定申請書（様式第1号）・同意書兼誓約書（様式第2号）
 ・交付対象者及びその世帯構成員の住民票の写し
 ・転入日前3年以内に、長野県内に住所を有していないことの証明書（戸籍の附票又は転出証明書など）・賃貸借契約書の写し

交付認定通知

交付認定日の属する翌月の初日から（交付認定日が月の初日であるときはその日から）
 連続した一定期間内で、交付の認定をします（最大2年間）

交付対象期間
 認定例

- 交付認定日：令和4年8月1日⇒令和4年8月1日から最大で令和6年7月末日まで
- 交付認定日：令和4年8月2日⇒令和4年9月1日から最大で令和6年8月末日まで

②交付申請書提出

認定を受けた期間のうち、**当該年度分**の交付申請を提出すること

<提出期限・提出日にご注意ください>

- 交付申請日が交付認定日と「同じ年度」の場合：交付認定日の属する月の翌月の初日までに提出（交付認定日が月の初日である時はその日に提出）
- 交付申請日が交付認定日と「異なる年度」の場合：当該交付申請を行う年度の4月1日に提出

【提出書類】・交付申請書（様式第3号）・市税の納付確認に関する同意書（補助金の交付の申請を行う年度が認定を受けた年度と異なる場合に限り。）
 ・債権者登録申請書兼口座振替依頼書

交付決定通知

③実績報告書提出

当該年度分の実績をその年度の**3月31日**までに提出すること

【提出書類】・実績報告書（様式第6号）・住宅手当支給等証明書（様式第7号）
 ・家賃の領収書その他の家賃の支出が確認できる書類の写し

交付確定通知

④交付請求書提出

【提出書類】・交付請求書（様式第8号）

補助金交付

補助金の交付期間が終了するまで、
 毎年度、「②交付申請書提出」「③実績報告書提出」
 及び「④交付請求書提出」を
 繰り返すことで、補助金の交付を受けることができます。

申請者様

長野市役所

※各ご申請時に、その他市長が必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。

※認定申請書及び交付申請書で申請している内容に変更があった場合や、交付を廃止する場合には別途届出が必要となります。

<お問い合わせ・申請窓口>

長野市企画政策部企画課 移住・定住相談デスク

〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地

TEL : 026-224-7721 026-224-8851

E-mail : iju@city.nagano.lg.jp

本補助金に関する
 各種資料は
 コチラから

